

事 務 連 絡  
平成19年11月12日

各検疫所 御中

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課

「牛乳等のポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装の自主基準」等について

平成19年10月30日付けで乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第132号）が施行され、牛乳等の容器包装に用いることができる合成樹脂にポリエチレンテレフタレートを追加することとなった。

今般、社団法人日本乳業協会において、容器包装にポリエチレンテレフタレートを使用した牛乳等について製品購入後の不適切な取扱いによる健康被害の発生を防止する観点から、別添のとおり自主基準が策定されたところである。

当該自主基準を事務執行の参考にされたい。

また、当該自主基準中、「Ⅱ 容器及び包装材料に使用する原材料」及び「Ⅲ 容器包装の形態等」において引用されている、ポリオレフィン等衛生協議会及び社団法人日本乳容器・機器協会（以下「乳容器・機器協会」という）の自主基準についても、別添のとおり策定されたので、送付する。

なお、「乳等の紙コップに関する自主基準」、「乳等の樹脂容器に関する自主基準」及び「乳等の樹脂ふたに関する自主基準」については、現在、乳容器・機器協会において改訂作業中であり、別途連絡する。